

奈良県告示第二百七十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和二年十一月十日

奈良県知事 荒井正吾

道路の種類	路線名	区間
一般国道	一六八号	香芝市高一五一―二地先から香芝市上中一三二―二地先まで